

いわて体験交流施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第87号

いわて体験交流施設条例施行規則の一部を改正する規則

いわて体験交流施設条例施行規則（平成20年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
体験交流施設の名称	休館日	使用時間	体験交流施設の名称	休館日	使用時間
[略]			[略]		
平庭高原自然交流館		11時から21時まで（久慈市が設置するセンターハウス平庭山荘に宿泊する場合にあっては、その到着の日の16時から出発の日の9時まで（零時から6時までを除く。））	平庭高原自然交流館		<u>6時から9時まで及び</u> 11時から21時まで（久慈市が設置するセンターハウス平庭山荘に宿泊する場合にあっては、その到着の日の16時から出発の日の9時まで（零時から6時まで及び <u>9時から11時まで</u> を除く。））
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。